

【資産種類の区分】

第1種	構 築 物	土木に定着した 土 木 設 備	広告塔、門、外灯、煙突、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む） 緑化施設 等
	建物附属設備	建物附属設備 <small>建物の所有者と異なる者 (テナント等)が施工した設備</small>	変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備 等 店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、 空調設備 等
第2種	機 械 及 び 装 置	製 造 機 械 設 備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備 その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置 等
		土 木 建 設 機 械	建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートを取得 しているものは、分類番号が「0」、「00」～「09」、 「000～099」のもの。）ブルドーザー、パワーショベル 等
		工 作 機 械	旋盤、フライス盤、ボール盤 等
		搬 送 設 備	クレーン、コンベアー 等
		そ の 他 設 備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備 機械式駐車設備 等
第3種	船 船	モーターボート、漁船、釣船 等	
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等	
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの（ナンバープレートを取得している ものは、分類番号が「9」、「90」～「99」、「900」～「999」のもの。） 構内運搬車 等	
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	机、椅子、キャビネット、金庫、電子計算機、陳列ケース、複写機、看板、 医療機器、理容または美容機器、冷暖房機器、娯楽用器具、厨房用品、 切削工具、測定工具 等	

※ 次のような資産でも、事業の用に供することができる状態にあれば申告の対象となります。

1. 簿外資産（償却済資産を含む）
2. 遊休資産（いつでも稼働できる状態にある資産）
3. 未稼働資産（未だに稼働していないが、すでに完成している資産）
4. 建設仮勘定で経理されていても、1月1日現在事業の用に供しているもの
5. 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産